

規制改革会議雇用・就労TFヒアリング宿題事項への回答について

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

(1) 保育士の需給状況について

【全 国・待機児童込み】

			0歳児	1・2歳児	3歳児	4歳児以上	合計
需要	入所児童数	H17.4.1	78,755	553,322	444,699	917,020	1,993,796
		H18.4.1	78,420	561,873	437,930	925,387	2,003,610
		差引 (= -)	335	8,551	6,769	8,367	9,814
	待機児童数	H18.4.1	<u>1,981</u>	<u>11,669</u>	<u>4,103</u>	<u>2,041</u>	<u>19,794</u>
	合計 (+)		1,646	20,220	2,666	10,408	29,608
	入所児童数の増減に対し配置基準上、必要となる保育指数 (A)		549	3,370	133	347	4,133

保育士配置基準：【0歳児】3：1、【1・2歳児】6：1、【3歳児】20：1、【4歳児以上】30：1

需要	保育所保育士の退職により必要となる保育士数 (B)	36,324
供給	保育士資格取得者 (C)	48,701
差引過不足	不足 (C) - { (A) + (B) }	8,244

(2) 保育ママに関して

家庭的保育事業は、保育需要の増に対応するための応急措置として平成12年度に国の制度として創設された事業であり、保育士又は看護師の資格を有する家庭的保育者(保育ママ)の居宅等において少人数の3歳未満児を保育する事業である。

事業の実施主体は市区町村であり、国、都道府県、市区町村がそれぞれ1/3ずつ負担を行っている。

事業の実施状況については、全体として微増傾向となっており、事業の実施については、本事業が待機児童解消を目的として創設された事業であることから、主に待機児童の多い東京都や神奈川県内等の都市部において実施されている。

また、地方単独事業の内容については、国として網羅的に把握しているわけではないが、例えば資格要件についてみると、以下の表のようになっている。

地方単独事業における家庭的保育の資格要件について

要 件	自治体数
保育士又は看護師	4
保育士、看護師又は子育て経験	2
保育士、看護師又は「子育て経験+研修受講」	1
保育士、看護師又はその他資格	17
保育士、看護師、その他資格又は「子育て経験+研修受講」	6
保育士、看護師、その他資格又は子育て経験	6
子育て経験+研修受講	1
その他	6
合 計	43

43市区町村の実施要綱をもとにまとめたもの。

(規制改革推進室補足・「その他資格」は、幼稚園教諭等の教職員や保健師、助産師の免許取得者)